

公益財団法人大阪府育英会理事（理事長候補）選考実施要領

1 趣旨

公益財団法人大阪府育英会（以下「大阪府育英会」という。）は、向学心に富みながら、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与することにより教育の機会均等を図り、有用な人材を育成することを目的とした法人です。また、近年は給付型奨学金事業の拡大にも取り組んでいます。

参考資料の「公益財団法人大阪府育英会について」を踏まえながら、公益財団法人としての公益目的の達成と、法人の安定的な経営実現に向け、経営能力、実行力をもち、リーダーシップを発揮できる人物として、優れた人材を確保するため、公正で透明性のある選考を実施します。

2 募集内容

理事（理事長候補）1名を募集します。

（法令の規定及び当法人の定款により、理事は評議員会の決議により選任され、理事長は理事会の決議により理事の中から選定されます。）

【現行職務内容】

理事長は、大阪府育英会を代表し、その業務を執行する。（定款第23条第2項）

（具体的内容）

- ・理事会（事業計画、予算等）の統括及び評議員会への出席並びに説明
- ・奨学生選考委員会（委員への諮問）等の統括
- ・重要事項に関する大阪府との連携、金融機関など関係機関との協議・調整
- ・奨学生の採用、貸付、返還、滞納整理、法的措置等に関する方針決定・状況把握
- ・「滞納ゼロ作戦」の事業展開方針の決定や進捗状況の管理
- ・企業による奨学金の返還支援制度（代理返還制度）の推進
- ・寄附金募集、給付型奨学金事業の維持・拡充に関する調整等
- ・組織体制、人員配置、労務管理等組織マネジメント 等

3 任期、報酬等

(1) 任期

令和6年6月の定時評議員会終結時から令和8年6月の定時評議員会終結時まで。

（ただし、任期中に満65歳に達する者は、満65歳に達する日の属する事業年度にかかる定時評議員会の日を限度とする。）

(2) 報酬年額（現行）

850万円程度（月額71万円程度、報酬以外に通勤手当(月額55,000円限度)を支給)

ただし、「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」（平成18年3月28日大阪府条例第71号）に基づく経営評価の結果により増減する場合があります。また、退職金は支給しません。

(3) 勤務形態：常勤

福利厚生：健康保険、厚生年金保険 等

4 応募資格

次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 常勤の理事（理事長）として大阪府育英会運営に専任できる者
- (2) 当会の事業目的の達成に向け、経営責任者としてリーダーシップを発揮し、的確に業務を遂行できる見識、能力及び熱意を有する者
- (3) 金融（貸付・回収）に関する相当な経験又は知識を有し、「滞納ゼロ作戦」の円滑な推進を図る能力を有する者
- (4) 大阪府、金融機関、その他の関係機関との円滑な交渉、調整業務を遂行できる者
- (5) 企業等において役員を経験を有するなど、相当なマネジメント能力を有する者
- (6) 高度なコンプライアンスマインドやガバナンス強化の意識を有し、公平性と透明性を確保の上、業務を遂行できる者
- (7) 当会と利害関係を有しない者
※利害関係を有しない者とは、当会の奨学金制度等利用中でない者
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与していない者
- (10) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でない者
- (11) 任期を全うできる見込みのある心身ともに健康な者
- (12) 令和6年3月31日現在の年齢が50歳以上、65歳未満である者（昭和34年4月2日から昭和49年4月1日までの間に生まれた者）
- (13) 上記各号に掲げるほか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第6条第1号イ及びロに規定する欠格事由に該当しない者

5 申込方法等

(1) 申込書等の配付

- ・申込書等は、令和5年10月23日（月）から、大阪府育英会において配付します。
- ・直接配付を希望する場合、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間に、大阪府育英会総務企画課に来所して下さい（祝祭日除く。）。
- ・郵送希望者は、封筒に、返信用封筒（角型2号封筒に120円切手を貼り、あて先及び氏名を明記）を同封して、大阪府育英会に請求して下さい。
- ・この実施要領（申込書等を含む。）は、大阪府育英会のホームページからダウンロードすることができます。また、大阪府のホームページでも閲覧できます。

※大阪府トップページ ⇒ 府庁の組織一覧はこちら ⇒ 府庁の組織で探す

⇒ 財務部 ⇒ 行政経営課 ⇒ 事業一覧ページ

⇒ 4. 出資法人改革の推進 指定出資法人の役職員採用等に関する情報

(2) 申込方法

応募希望者は、次の書類を大阪府育英会まで持参又は郵送で提出してください。

なお、提出された書類は返却しません。

① 応募申込書（別紙様式）

- ・氏名を自署の上、押印すること。
- ・3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を貼付すること。
- ・学歴は高等学校修了時から年代順に記入すること。
- ・職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること。

② 小論文（参考様式1、A4縦長、横書き）

「大阪府育英会の役割と課題を踏まえた今後の奨学事業の展開について」というテーマで、1,600字から2,000字程度で作成すること。

参考様式1を用いるほか、パーソナルコンピュータ等により作成し、又は原稿用紙を使用しても構いません。

③ 自己アピール文（参考様式2、A4縦長、横書き）

応募の動機を含め、これまでの経歴、実績等を踏まえて、大阪府育英会にどのように貢献できるかを1,600字から2,000字程度で作成すること。

参考様式2を用いるほか、パーソナルコンピュータ等により作成し、又は原稿用紙を使用しても構いません。

④ 返信用封筒（長形3号定形 12cm×23.5cm）

あて先及び氏名を明記し、84円切手を貼付したもの（書類選考の結果通知に使用します。）

※提出書類は、日本語で記載すること。

(3) 申込書受付期間、提出先

- ・受付期間は、令和5年10月23日（月）から令和5年11月24日（金）までです。
- ・持参の場合は、大阪府育英会まで直接持参してください。受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。（祝祭日除く。）
- ・郵送の場合は、令和5年11月24日（金）必着です。封筒の表に「理事（理事長候補）応募」と朱書し、必ず『簡易書留』で郵送してください。

<提出先>

〒534-0026

大阪府大阪市都島区網島町6-20 大阪私学会館2階

公益財団法人 大阪府育英会 総務企画課

6 選考方法

大阪府育英会理事長が委嘱した大阪府育英会理事（理事長候補）選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、1次選考（書類審査）と2次選考（面接審査）を行います。合否にかかわらず、有効受験者全員に選考結果を通知します。

(1) 1次選考（書類審査）

小論文及び自己アピール文を審査します。

(2) 2次選考（面接審査）

令和5年12月26日（火）を予定しています。（詳細は、1次選考合格者に通知します。）
面接では、人物のほか、経営者としての理念やその実現方策、今後の法人経営の方向性等に関し質問します。

(3) 1次選考合格者に対し、2次選考を行い、最終合格者を決定します。

なお、選考の結果、合格者がいない場合もあります。

7 選考結果

選考委員会は、審査の結果、理事（理事長候補）として適格性を有すると判断された者を、理事（理事長）候補者として大阪府育英会に推薦します。なお、選考委員会は、推薦するのみであり、理事（理事長）候補者を決定するわけではありません。

8 理事（理事長）候補者の決定

大阪府育英会では、上記7において選考委員会から推薦された者の中から1名を理事（理事長）候補者として決定します。

この決定結果については、令和5年12月27日（水）（予定）に応募者へ通知します。

9 理事（理事長候補）の選任

理事（理事長）候補者については、令和6年6月の定時評議員会の決議により理事（理事長候補）として選任され、当該決議日付けで就任予定です。

10 理事長の選定

上記9において理事に就任した後、令和6年6月の理事会の決議により理事長に選定され、当該決議日付けで就任予定です。

11 個人情報の取扱い

応募書類等送付された個人情報は、大阪府育英会理事（理事長候補）採用選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、当会個人情報保護規程等に基づき適正に管理します。

12 問合せ先

〒534-0026

大阪府大阪市都島区網島町6-20 大阪私学会館2階

公益財団法人 大阪府育英会 総務企画課

電話 06-6358-3052 FAX 06-6358-3053

E-mail soumu@fu-ikuei.or.jp URL <https://www.fu-ikuei.or.jp>

公益財団法人大阪府育英会について

【奨学金貸付】

- 公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）は、昭和27年の創設以来、高校生等が経済的理由により修学を断念することのないよう奨学金制度を実施し、修学を支援してきました。これまで、令和4年度末において約54万人もの生徒等に対し約2,382億円に及ぶ奨学金を貸付しており、令和4年度一年間の実績では、奨学生（貸付人員）が約2万1千人、貸付総額が約26億円に上っています。
- 現在、大阪府では国の就学支援金と併せて高校等の授業料を実質無償化する制度を実施しており、家庭の授業料負担は大きく軽減されていますが、修学旅行費用や教科書代、通学費等の教育費については負担する必要があるため、奨学金制度の果たす役割は、なお大きいものがあります。
- 奨学金制度は、先輩奨学生の返還金が、後輩の奨学金の資金として引き継がれることで運営できるものです。貸付時の約束どおりに返還されず滞納が増大すれば制度の存続に大きな支障が生じかねません。育英会では滞納の発生抑制に努めていたものの、その額は増加の一途をたどったことから、平成21年度に「滞納ゼロ作戦」と銘打ち、回収にあたる職員を増員し、コールセンターによる返還の督促や給与の差押えといった法的措置の一層の活用など、より強力な滞納対策を展開してきました。
- また、奨学金の意義をしっかりと理解し、返還意識を高めてもらうため、高校等の協力も得ながら3年生の生徒に対して説明会を開催するなど、滞納額の抑制・縮減に向けた取組みを進めてきました。こうした取組みを通じ、ピーク時には約60億余円となっていた滞納額は、令和4年度末には約44億余円まで縮減しています。
- さらに、安定的な返済確保を図るため、令和4年7月からは企業による奨学金の返還支援制度（代理返還制度）の運用を開始し、以降着実に支援企業数は拡大してきており、令和5年10月1日現在では支援企業は21社となっています。
- 今後も引き続き、奨学金制度が将来にわたって持続可能なものとなるよう多様な取組みを進めていきます。

【奨学金給付】

- 育英会では、奨学金貸付事業のほか、強い向学心としっかりとした将来への夢を持った高校生等の大学等への進学を支援するため、民間からの寄附をもとにした給付型奨学金事業も実施しています。平成23年度には「USJ奨学金」を、平成26年度には「夢みらい奨学金」をそれぞれ創設し、これまでに総数950名（令和4年度末現在）の高校生等に奨学金を給付し、その夢の実現を支援してきました。今後とも、こうした給付型奨学金事業が継続できるよう、寄附金の確保に努めていきます。

※ 育英会事業の実施状況や、経営状況等の評価結果については下記をご参照ください。

*大阪府／出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果

リンク先：<https://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/ho.jin/h2509.html>